別表1 (第5条関係)

交通費	(1)本町と大会開催地(大会会場と宿泊施設間の移動も含む。)間
	を最も経済的な通常の経路及び交通手段により旅行する場合
	の費用とする。ただし、やむを得ない事情により最も経済的
	な通常の経路及び交通手段によって旅行し難い場合には、実
	際の経路及び交通手段によって旅行した費用とする。
	(2) 交通手段に鉄道、船舶、航空路線及び路線バスを使用する場
	合の運賃の額は、隠岐の島町職員の旅費に関する条例(平成
	16 年 10 月 1 日条例第 53 号)の規定を準用する。
	(3)交通手段に貸切バスを使用する場合の費用は、実費額とする。
宿泊費	(1) 実費額とする。ただし、隠岐の島町職員の旅費に関する条例
	(平成 16 年 10 月 1 日条例第 53 号) の規定を限度とする。
	(2) 宿泊数は、開会式の日から大会又は試合が終了した日までの
	日数とする。ただし、前泊又は後泊が必要な場合は、その限
	りではない。